

企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会 開催要綱

1. 趣旨

令和7年6月13日に「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が成立した。当該改正における私的年金制度の見直しの中で、企業年金の加入者のための運用等の見える化（情報開示）として、厚生労働省が各企業年金から提出を受ける業務報告書等の内容を基に情報を集約し、公表することとされた。

また、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 等において、企業型 DC の適切な商品選択の推進のための取組、DB のインフレ抵抗力が確保されるための事例の整理等について、盛り込まれたところであり、今後、これらの施策の具体化を進める必要がある。

こうした背景のもと、企業年金の加入者のための運用等の見える化の実現に向け、その具体化に向けた検討を行うとともに、企業年金の運用に関連した企業型 DC・DB それぞれの取組を進めることに資するよう、年金局長の招集により、関連分野の有識者からなる懇談会を開催する。

2. 議事

以下の点について、有識者との意見交換を行う。

- (1) 企業年金の加入者のための運用等の見える化の具体化に向けての検討
(DB の統計情報の充実を含む。)
- (2) 企業型 DC の適切な商品選択のための取組・推進
- (3) DB におけるインフレ抵抗力の確保の観点からの取組事例の整理 等

3. 構成員

- (1) 構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 懇談会の座長は、構成員の互選により選出するものとする。

4. 運営

- (1) 本懇談会は、厚生労働省年金局長が構成員の招集を求めて開催する。
- (2) 本懇談会においては、座長の判断により、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- (3) 本懇談会の庶務は、厚生労働省年金局企業年金・個人年金課において行う。
- (4) 本懇談会は原則公開とする。ただし、公開することにより個人等に不利益を及ぼす

恐れがあるなど、特段の事情がある場合には、座長の判断により非公開とすることができる。なお、非公開とする場合はその理由を明示するとともに、座長の認める範囲において、議事要旨並びに会議資料を公開する。

- (5) この要綱に定めるもののほか、本懇談会の運営に関して必要な事項は、本懇談会において定める。

(別紙)

企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会
構成員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職
おお え か よ 大 江 加 代	NPO 法人確定拠出年金教育協会理事兼主任研究員
かわ かみ と も き 川 上 知 紀	トヨタ自動車企業年金基金常務理事
さめ じま ま さ ひろ 鮫 島 正 大	企業年金連合会理事長
ふじ さわ よう すけ 藤 澤 陽 介	早稲田大学大学院会計研究科客員教授
ほん ま と も かつ 本 間 智 克	NEC 企業年金基金常務理事
もり と ひで ゆき 森 戸 英 幸	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
わた なべ きぬ こ 渡 邊 絹 子	筑波大学ビジネスサイエンス系准教授

(五十音順、敬称略)